

# 医師の皆様へ

- 令和元年、成年被後見人等を許可等の対象から一律に排除している制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査する、いわゆる個別審査制に適正化するため、関係法律の整備が行われました。これを受けて、自動車運転代行業法及びその下位法令が改正され、令和元年12月14日から施行されています。

- 具体的には、成年被後見人等であることが自動車運転代行業の欠格要件ではなくなり、その代わりに「精神機能の障害により自動車運転代行業」の業務を適正に行うに当たって必要な認知・判断・意思疎通を適正に行うことができない者(※)」であることが新たな欠格要件として規定されました。

- また、各都道府県公安委員会において業を営む者が欠格要件に該当しないことを確認するため、
  - ・ 欠格要件に該当しない旨の誓約書
  - ・ 上記(※)に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した医師の診断書と業の認定の申請書に添付することとしています。  
注：自動車運転代行業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととされています。

- 今後、自動車運転代行業を営もうとする者が診断書の作成を求めて来院することがあり得ますが、上記(※)に該当しないことが明らかな場合には例えば添付のような診断書を作成いただくなど、御協力をお願いいたします。

※ 診断書が必要となるのは、運転代行業務(ドライバー)ではなく、認定を受けて自動車運転代行業務を営む者(経営者等)になります。

※ 医師の診断書については、埼玉県公安委員会において行う認定の判断の一要素として用いられるものになります。

(例)

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨  
を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

印

※ 本診断書は例であり、「精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないこと」が明らかであるかどうかの別が記載されているものであれば、異なる様式の診断書を使用しても差し支えありません。